

令和3年 No.9

○国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

こどもの学び困難支援センターの設置に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和3年2月24日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和3年2月25日

国立大学法人東京学芸大学長

國 分 充

令和3年規程第6号

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）の一部について、別紙新旧
対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部改正について

改正理由：こどもの学び困難支援センターの設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (センター機構等) 第15条 本学に、大学機能強化センター機構、現職教員支援センター機構、特定教育課題対応センター機構を置く。 2 大学機能強化センター機構に、次のセンターを置く。 (1) 次世代教育研究センター (2) 留学生センター (3) 保健管理センター (4) ICTセンター (5) 学生支援センター 3 現職教員支援センター機構に、ESD／グローバル教育支援センターユニット及び次のセンターを置く。 (1) ESD／グローバル教育支援センターユニット ア 環境教育研究センター イ 国際教育センター (2) 特別支援教育・教育臨床サポートセンター (3) 理科教員高度支援センター 4 特定教育課題対応センター機構に、次のセンターを置く。 (1) 教育インキュベーションセンター (2) 教員養成開発連携センター (3) <u>こどもの学び困難支援センター</u> 5 第1項に規定するセンター機構、第2項から第4項に規定するセンター及びESD／グローバル教育支援センターユニットに関し必要な事項は、それぞれ別に定める。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和3年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 (センター機構等) 第15条 本学に、大学機能強化センター機構、現職教員支援センター機構、特定教育課題対応センター機構を置く。 2 大学機能強化センター機構に、次のセンターを置く。 (1) 次世代教育研究センター (2) 留学生センター (3) 保健管理センター (4) ICTセンター (5) 学生支援センター 3 現職教員支援センター機構に、ESD／グローバル教育支援センターユニット及び次のセンターを置く。 (1) ESD／グローバル教育支援センターユニット ア 環境教育研究センター イ 国際教育センター (2) 特別支援教育・教育臨床サポートセンター (3) 理科教員高度支援センター 4 特定教育課題対応センター機構に、次のセンターを置く。 (1) 教育インキュベーションセンター (2) 教員養成開発連携センター 5 第1項に規定するセンター機構、第2項から第4項に規定するセンター及びESD／グローバル教育支援センターユニットに関し必要な事項は、それぞれ別に定める。 〔省略〕